



三木市 吉川町

合併協議会だより

平成16年12月20日発行

第9号

両市町12会場で 住民説明会を開催



三木市立自由が丘公民館

吉川町立みなぎ台小学校



10月30日から11月23日にかけて、住民説明会を開催し、両市町の12会場で607人にご参加いただきました。各会場での参加状況や説明会でのご質問やご意見につきましては、5ページをご覧ください。

目次

- 第11回合併協議会の結果報告 2
- 住民説明会の結果報告 5
- 合併協定項目の協議状況 6
- 協議会からのお知らせ 6



第11回 合併協議会が 開催されました

11月25日に三木市役所大会議室で第11回三木市・吉川町合併協議会が開催されました。協議では、協議事項7件について協議されました。

報告事項

■報告第17号

住民説明会について

住民説明会について、結果報告がなされました。詳しくは、5ページをご覧ください。

協議事項

第10回協議会で提案された事項について、協議が行われました。

■協議第37号

新市建設計画について

主に新市のまちづくり計画（新市建設計画）に関係する県事業の内容について説明がなされました。今後、兵庫県との協議が必要なため、継続審議となりました。

■協議第54号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期に関する取扱いが次のとおり承認されました。議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。

協議会での主な質疑、意見

【質問】吉川町での選挙区選挙の実施時期について。

【回答】合併後50日以内に選挙が実施されることとなるが、具体的な日程については、今後選挙管理委員会が決めていくこととなる。

【意見】合併後検討される定数は、特例措置期間中の定数(26名)以下になるよう検討すべきである。

■協議第55号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織に関する取扱いが次のとおり承認されました。

- 1 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み

協議第54号関係

現 況	
三木市	吉川町
1 三木市議会	2 吉川町議会
(1) 議員定数	(1) 議員定数
法定数 30人	法定数 18人
条例定数 23人	条例定数 14人
現員数 23人	現員数 14人
(2) 議員の任期	(2) 議員の任期
平成15年5月 1日から 平成19年4月30日まで	平成15年10月21日から 平成19年10月20日まで

出すことができるよう調整する。

2 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

■協議第56号

使用料、手数料等の取扱い（その2）について

使用料、手数料に関する取扱いが次のとおり承認されました。（4ページの表をご参照ください。）

- 1 各種施設の使用料については、次のとおりとする。
- (1) 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。
- (2) 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。

2 狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】使用料の格差が大きい施設については、激変緩和措置を講ずることができないか。

【回答】利用時間を時間単位に区切った料金体系にすることで、より多くの方が利用できるようになり、喜んでいただけるものと考えている。

【質問】合併によって吉川町の施設の使用料が上がることによって、今まで吉川町が培ってきた文化活動やサークル活動が低迷してしまうのではないか。

【回答】施設の利用団体ともよく調整し、理解していただいた上で実施に臨んでいきたい。

【質問】「幼児・小学生・中学生主体の地域スポーツクラブが使用する場合」と「幼児・小学生及び中学生が社会教育活動で使用する場合」の減免の差について。

【回答】「地域スポーツクラブ」を出来るだけ早く市内全域に広げるための支援策として18年度を限りとして全額減免をしている。翌年度か

らは50%減免とする予定である。
■協議第57号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体に関する取扱いが次のとおり承認されました。

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- (1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

協議会での主な質疑、意見

【質問】三木市内にある2つの農協の合併についてもぜひ進めてもらいたい。

【回答】農協は市とは別の人格を持つ法人であるが、行政として時間がかかっても努力していく必要があると考えている。

【意見】農協が1本化して三木市の農業振興に力を発揮していただくことが望まれるので、市とし

ても農協の合併に働きかけていただきたい。

協議第58号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて協議され、承認されました。

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保持できるように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、廃止できるように調整する。

協議会での主な質疑、意見

【意見】補助金の調整については、該当の団体と充分協議していただきたい。

協議第59号

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて

各種事務事業のうちイベント関係

の取扱いについて協議され、次のとおり承認されました。

- 1 金物まつりについては、現行のとおりとする。
- 2 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
- 3 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。
- 4 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。
- 5 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

協議会での主な質疑、意見

【質問】三木市における地域の体育大会について、市からの補助の内容について。

【回答】各町によって異なるが、地域の中で実行委員会などを組織して実施しており、地域の公民館の職員が関わっているが、市からの補助金は出ていない。

【質問】三木市における各地域の体育大会の実績について。

【回答】志染町において毎年実施さ

れている。細川町では、隔年で実施されている。

提案事項

第12回協議会で協議される次の協議項目について提案がなされました。

■提案第60号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

■提案第61号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

■提案第62号

地域審議会の取扱いについて

■提案第63号

特別職の職員の身分の取扱いについて

■提案第64号

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて

■提案第65号

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

■提案第66号

各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱いについて

■提案第67号

その他必要な事項の取扱い（その

2）について

■提案第68号

合併協定調印式について

協議第56号関係（両市町で料金体系が異なる主な施設を掲載しました）

現 況			
三 木 市		吉 川 町	
(1) 教育関係施設			
ア 市立小学校、中学校及び養護学校使用料			
施設の名称・区分		使用料	
体育館	400㎡未満	1時間につき	1,200円
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円
	500㎡以上	〃	1,500円
調理室		〃	500円
その他の教室		〃	300円
運動場		〃	500円
テニスコート（1面）		〃	500円
イ 市立公民館使用料			
施設の名称・区分		使用料	
30㎡未満の室		1時間につき	100円
30㎡以上50㎡未満の室		〃	150円
50㎡以上100㎡未満の室		〃	200円
100㎡以上の室		〃	400円
大会議室	400㎡未満	〃	1,200円
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円
	500㎡以上	〃	1,500円
料理実習室		〃	500円
トレーニングルーム		1人1か月につき	1,000円
ウ 市立市民運動場使用料			
施設の名称・区分		使用料	
市民体育館		1時間につき	1,500円
勤労者体育センター		〃	1,500円
(2) 厚生関係施設			
総合保健福祉センター使用料			
施設の名称		使用料	
研修室	1時間につき	500円	
栄養指導室			
会議室			
談話室		200円	
視聴覚室			
体力測定室	1人1回につき	300円	
	1人1か月につき	1,500円	
イ 町立中央公民館使用料			
室名		使用料	
1階	調理実習室	午前8時30分から正午まで	1,500円
	視聴覚室	正午から午後5時まで	1,500円
	談話室	午後5時から午後10時まで	1,500円
2階	研修室	午前8時30分から正午まで	1,500円
	第一和室	正午から午後5時まで	1,500円
3階	大集会室	午後5時から午後10時まで	6,000円
	第二和室	午前8時30分から正午まで	1,500円
	茶室	正午から午後5時まで	1,500円
ウ 町立町民体育館使用料			
区 分		使用料	
午前8時30分から正午まで		700円	
正午から午後5時まで		700円	
午後5時から午後10時まで		700円	
(2) 厚生関係施設			
健康福祉センター使用料			
施設の名称		8時30分から12時まで	13時から17時15分まで
会議室1（コミュニティホール）		1,500円	1,500円
会議室2（コミュニティホール）		1,500円	1,500円
会議室3（ミーティングルーム）		1,500円	1,500円
録音室		1,500円	1,500円
栄養指導室		1,500円	1,500円
和室（セミナールーム）		1,500円	1,500円
健康プール		1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料
在宅心身障害者（児）小規模作業所		通所生 1人月額	5,000円
(3) 建設関係施設—有料公園使用料			
ア 多目的グラウンド使用料			
施設の名称		単 位	金 額
			平日 土曜日、日曜日及び休日
緑が丘スポーツ公園グラウンド		2時間につき	2,000円
三木グリーンパークグラウンド		2時間につき	2,000円
三木山多目的広場南グラウンド		2時間につき	1,000円
イ 庭球場使用料			
施設の名称		単 位	金 額
			平日 土曜日、日曜日及び休日
緑が丘スポーツ公園庭球場		1面1時間につき	1,000円 1,200円
三木山総合公園庭球場		1面1時間につき	1,000円 1,200円
		4月1日から9月30日の午後6時30分から午後8時30分までと10月1日から3月31日の午後4時30分から午後8時30分までの間に使用する場合は、上記金額に400円を加える。	
(3) 建設関係施設—有料公園（活動センター）使用料			
ア 多目的グラウンド使用料			
名称		区 分	使用料（1時間あたり）
多目的グラウンド	全面利用		500円
	半面利用		300円
夜間照明	全灯利用		2,000円
	半灯利用		1,200円
イ 庭球場使用料			
名称		区 分	使用料（1時間あたり）
テニスコート		1コート	800円
夜間照明		全灯利用	400円

住民説明会が 開催されました

説明会では、新市後のまちづくりの基本となる「新市のまちづくり計画（案）」の内容や合併協定項目の確認状況の最新情報についての報告がなされました。

会場でのご意見やご質問の主なものについてご紹介します。

三木市

- 合併の必要性、合併効果、また三木市と吉川町の財政状況について、特に財政上のメリットは何か。
- 財政計画において、10年後に黒字化しているが、この改善方法は何か。
- 基金とはどういうものか。
- 議員の数、報酬はどうなるのか。
- 職員の給料はどうなるのか。また、職員の削減はどの程度するのか。
- 人件費を削減すると市民サービスの低下につながるのか。
- 公共交通（三木鉄道・神戸電鉄・神姫バス・ゾーンバス等）を充実してほしい。
- 神戸電鉄の複線化は、できないか。
- ケーブルテレビの整備を進めるといふ説明であったが、補助制度の創設を検討してほしい。
- 地上デジタル放送への対策に支援

はあるのか。

● 安心・安全なまちづくりの推進を図ってほしい。

● 今回の台風で大きな被害があった。新市では災害対策を進めてほしい。

● 災害時の対応として、地元でも消火栓の場所がわからない。消火栓の場所を掲示してほしい。

● 災害時に上下水道は機能するのか。

● 公共料金（水道料金・廃棄物処理手数料等）が値上げされることはないか。

● 金物以外の産業育成や工業団地への企業誘致をして、税の増収はできないか。

● ごみ焼却施設の統合と埋立処分場の存続の内容について、地元にも説明してほしい。

● 埋立ごみの収集回数を増やしてほしい。

● 医療・福祉の充実を図ってほしい。

● 公園で車イスが使えないところがあり、対応できないか。

● 敬老会や敬老祝金はどうなるのか。

● 高齢者のバス・タクシー券の制度はどうなるのか。

● 中学校給食はどうなるのか。

● 次代を担う子どもの教育の充実を、特に心の教育を充実するべきではないか。

● ふるさと創生基金はどうなっているのか。

るのか。

● 高齢化が進む中、今後の三木市の人口はどうなるのか。

● 口吉川町を狩猟禁止区域に設定してほしい。

● 吉川町の借地については、どのようになるか。

吉川町

● 支所の規模、機能についてはどの程度か。

● 合併後すぐに住民サービスが低下しないようにしてほしい。

● 合併特例債による具体的な事業はなにか。

● 議会議員の取扱いはどうなるのか。

● 合併以後の職員の削減等はどうなるのか。

● 合併にあたり、町職員のレベルアップが必要であるのではないか。

● 現在のバス路線など、公共交通を維持・充実してほしい。

● 三田方面への路線バスへの補助金が廃止されることはないか。

● 吉川インターの周辺道路整備について、早期にできないか。

● 加古川三田線において、バスの待避所を増やすことはできないか。

● 納付前納付報償金制度の存続は、できないか。

● 福祉年金の制度は、どのように変

更になるのか。

● 防犯灯の維持管理・設置に係る地元負担はどの程度か。

● 吉川町の線引きはどうなるのか。

● 産業団地は、どうなるのか。

● 吉川町の良い制度（特に給食）を残すように協議してほしい。

● 統廃合された（旧）上吉川幼稚園施設は、今後どうなるのか。

■お詫びと訂正

第8号（平成16年11月23日発行）2ページの財政計画の表中、公債費の欄が欠落しておりましたので、お詫びして修正したものを再掲いたします。

新三木市の財政見通し

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳入計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人件費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶助費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公債費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
その他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
歳出計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	△ 1,453	△ 854	△ 508	△ 655	△ 803	△ 705	△ 789	△ 512	△ 79	435

●住民説明会の出席者数については次のとおりです。(単位：人)

区分	日	開始時間	場 所	出席者数		
				男	女	計
三木市	10月30日(土)	19:00	細川町公民館	49	4	53
	10月31日(日)	19:00	緑が丘町公民館	39	10	49
	11月4日(土)	19:30	志染町公民館	54	4	58
	11月8日(月)	19:30	口吉川町公民館	56	10	66
	11月12日(金)	19:00	中央公民館	29	1	30
	11月13日(土)	19:30	別所町公民館	36	14	50
	11月20日(土)	19:00	自由が丘公民館	35	22	57
	11月21日(日)	19:30	青山公民館	27	42	69
	小 計			325	107	432
吉川町	11月13日(土)	19:00	中吉川小学校	9	6	15
	11月14日(日)	10:00	みなぎ台小学校	50	23	73
	11月21日(日)	19:00	東吉川小学校	13	3	16
	11月23日(火)	19:00	上吉川小学校	53	18	71
	小 計			125	50	175
	計			450	157	607

Information 協議会からのお知らせ

●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

- 三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
- 吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口

●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しています。合併に関する最新情報を随時お知らせしますので、ご利用ください。
ホームページアドレス <http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

今後の会議開催スケジュール

●第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時：12月22日(水) 午後1時30分から
会 場：三木市立教育センター 大研修室

編集・発行

三木市・吉川町合併協議会

〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)
TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755
■E-mail jimu@miki-yokawa-gappei.jp
■ホームページ <http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

合併協定項目の協議状況 平成16年11月25日現在

■基本的協議事項		
1 合併の方式	承認	H16.4.23
2 合併の期日	承認	H16.10.15
3 新市の名称	承認	H16.4.23
4 新市の事務所の位置	承認	H16.4.23
5 財産及び債務の取扱い	承認	H16.4.23
■合併特例法に規定されている特例の協議事項		
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	承認	H16.11.25
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	提案中	
8 地方税の取扱い	承認	H16.8.26
9 一般職の職員の身分の取扱い	承認	H16.8.26
10 地域審議会等の取扱い	提案中	
11 新市建設計画	継続審議中	
■その他必要な協議事項		
12 特別職の職員の身分の取扱い	提案中	
13 条例、規則等の取扱い	承認	H16.4.23
14 事務機構及び組織の取扱い	承認	H16.11.25
15 一部事務組合等の取扱い	承認	H16.9.2
16 使用料、手数料等の取扱い	承認	H16.11.25
17 公共的団体等の取扱い	承認	H16.11.25
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	承認	H16.11.25
19 町、字の区域及び名称の取扱い	承認	H16.4.23
20 市町の慣行の取扱い	承認	H16.11.8
21 国民健康保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
22 介護保険事業の取扱い	承認	H16.7.22
23 消防団の取扱い	承認	H16.7.22
24 各種事務事業の取扱い		
1 情報公開の取扱い	承認	H16.8.26
2 防災関係の取扱い	承認	H16.9.27
3 国際交流事業の取扱い	承認	H16.10.15
4 納税関係の取扱い	承認	H16.8.26
5 情報システム事業の取扱い	承認	H16.7.22
6 情報関係事業の取扱い	提案中	
7 広聴広報関係事業の取扱い	承認	H16.11.8
8 交通関係事業の取扱い	承認	H16.11.8
9 障害者福祉事業の取扱い	承認	H16.10.15
10 高齢者福祉事業の取扱い	承認	H16.11.8
11 児童福祉事業の取扱い	承認	H16.10.15
12 その他各種福祉制度の取扱い	承認	H16.11.8
13 健康づくり事業の取扱い	承認	H16.10.15
14 人権(同和)対策関係事業の取扱い	承認	H16.8.26
15 社会福祉協議会の取扱い	提案中	
16 保健衛生関係事業の取扱い	承認	H16.9.2
17 農林水産関係事業の取扱い	承認	H16.9.2
18 商工観光関係事業の取扱い	承認	H16.6.22
19 都市計画関係事業の取扱い	承認	H16.10.15
20 建設関係事業の取扱い	承認	H16.9.27
21 水道事業の取扱い	承認	H16.9.2
22 下水道事業の取扱い	承認	H16.9.2
23 市町立学校等の通学区域の取扱い	承認	H16.9.27
24 学校教育関係の取扱い	提案中	
25 社会教育関係の取扱い	承認	H16.9.27
26 イベント関係の取扱い	承認	H16.11.25
27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い	提案中	
28 塵芥処理の取扱い	承認	H16.9.27
25 その他必要な事項の取扱い	一部承認	H16.8.26